

当該道路のみによって接道している建築物が2戸以上存在する場合は対象)、③使用上の制約を設けず、広く不特定多数の方が利用している、④道路の形態が整い、道路敷地が明確である、⑤求積図(土地の面積を測量した図面)などによって私道部分が特定できる

申 閏7年1月31日(金)までに資産税課(市役所2階28番窓口。9月30日(月)以降は24番窓口) ☎29-9198へ

国保・年金

9月30日(月)は
後期高齢者医療保険料・
国民健康保険税(第3期)
の納期です



納付はコンビニエンスストアやスマートフォンアプリからでも可能です。

◆口座振替が便利です

申 納税通知書、通帳またはキャッシュカード、口座届出印を納税課(市役所2階24番窓口)、市政窓口、指定金融機関へ

※キャッシュカードによる口座振替受付サービスを実施しています。

閏 同課 ☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)

医療費を全額自己負担したときの療養費の支給

国民健康保険加入者が医療費を立て替えて支払った場合は、療養費の支給を受けることができます。次に該当する場合は、医療費を全額自己負担で支払った後、保険課へ支給申請してください。審査で保険診療分として扱える金額を決定し、自己負担相当額を差し引いた金額を支給します。

◆対象 ①旅行先での急病など、やむを得ず保険証で治療が受けられなかった、②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代を支払った、③骨折、脱臼、打撲、捻挫などで柔道整復師の施術を受けた、④医師が必要と認めたマッサージ、はり、灸(きゅう)の施術を受けた(単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのものなどは対象外)

※医療費を支払った日の翌日から2年を過ぎると申請できません。

申 閏同課 ☎29-9215へ

子育て・教育

催しなどで申の表記がないものは、各記事のQRコードからHPをご覧ください。

児童扶養手当制度などの変更のお知らせ



令和6年11月から児童扶養手当制度とひとり親家庭等医療費助成制度が変わります。

◆児童扶養手当制度

◇全部支給と一部支給の判定基準となる所得限度額の引き上げ

◇第3子以降の加算額を第2子と同額に引き上げ

※11月分(7年1月支給分)の手当額から反映されます。

◆ひとり親家庭等医療費助成制度

◇所得限度額の引き上げ

※7年1月1日以降の資格から反映されます。

閏 子育て支援課 ☎29-9675

星と森と絵本の家の催し



◆絵本リレー

日 9月18日(水)午後3時30分から

◆みこえぶおはなし会

日 9月21日(土)午後2時から

◆星のおはなし

日 9月28日(土)午後2時から

◆むかしあそびの日「おはなしあそび」

日 10月5日(土)午後2時から

申 いずれも当日会場へ

閏 同施設 ☎39-3401

すくすくひろばの催し(10月)



◆ベビーヨガ

日 2日(水)午前10時30分～11時30分

人 市内在住の初めて受講する令和6年1～6月生まれのお子さんと母親15組

所 井口コミュニティセンター

◆4カ月までの赤ちゃんあつまれ

日 3日(木)午前10時15分～11時30分、午後1時45分～3時

人 市内在住の初めて受講する6年5月以降に生まれたお子さんと母親各8組

◆ママと親子リズム体操

日 4日(金)午前10時30分～11時30分

人 市内在住の初めて受講する5年9月

～6年4月生まれのお子さんと母親12組

所 連雀コミュニティセンター

◆年齢別あそびましょ

日 ①ひよこぐみ＝8日(火)、②うさぎぐみ＝11日(金)、③バナナぐみ＝15日(火)、④ぞうぐみ＝18日(金)、⑤いちごぐみ＝25日(金)、いずれも午前10時15分～11時15分

人 市内在住の①初めて受講する5年6～9月生まれのお子さんと保護者8組、②4年10月1日～5年4月1日生まれのお子さんと保護者8組、③初めて受講する5年12月～6年1月生まれのお子さんと保護者6組、④3年4月2日～4年4月1日生まれのお子さんと保護者8組、⑤初めて受講する6年5～6月生まれのお子さんと母親4組

◆育児講座「音を感じながら親子でリラックス」

日 9日(水)午前10時15分～11時

人 市内在住の初めて受講する3年11月～5年10月生まれのお子さんと保護者12組

◆ワークショップ「共に育ちあうためのパパ・ママ講座」

保育

日 19日(土)午前10時～11時30分

人 市内在住の0歳～年少のお子さんを持つ父親8人・母親8人(夫婦での参加も可。初めて受講する方を優先)、保育(首が据わっている3カ月～年少児)15人

所 市民協働センター

◆お父さんのためのワクワク子育て

日 27日(日)午前10時30分～11時30分

人 市内在住の初めて受講する1歳6カ月前後のお子さんと父親7組

閏 同ひろば ☎45-7710

ひだまりの会 交流会(ダウン症のお子さんを育てる家族の会)

日 10月3日、令和7年2月6日の木曜日午前10時30分～正午

所 子ども発達支援センター

申 閏同センター ☎45-1122へ

ベビーマッサージ講座



日 10月8日(火)午前10時～11時30分

人 2～6カ月ごろのお子さんと母親10組

所 東多世代交流センター

閏 同センター ☎46-0408

丸池の里で親子収穫体験(サツマイモ)



日 10月12日(土)午前10時30分から(雨天時は翌日に順延)

人 市内在住の小学生以下のお子さんと保護者20組

所 新川丸池公園内の農園(新川3-17)

閏 NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会 ☎46-2081

障がいのある方

10月からヘルプマークを配布

人 障がいの有無にかかわらず、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない市民



◆配布場所 障がい者支援課(市役所1階15番窓口)

※郵送も可能です(郵送料無料)。

閏 同課 ☎29-9233

ペアレント・メンター相談会

お子さんの発達が気になる保護者の皆さんを対象に、発達障がい児(者)の子育てをしてきた親(ペアレント・メンター)が、お話を伺います。

日 ①個別相談会＝9月26日(木)、10月10日(木)、11月14日(木)・27日(水)、12月12日(木)、令和7年1月16日(木)、2月13日(木)・19日(水)、3月13日(木)、いずれも午前10時から、11時から、②グループ相談会(交流会)＝10月23日、12月18日、7年1月22日、3月19日の水曜日午前10時～正午

人 ②各回8人

所 三鷹市公会堂さんさん館

申 必要事項(6面参照)を(一社)発達障がいファミリーサポート Marble ☎76-2720・✉marble.soudan@gmail.comへ(先着制)

閏 障がい者支援課 ☎29-8267

健康

休日・夜間・緊急時の診療はこちらへ➡



三鷹市休日・夜間診療所・薬局では、急病患者の初期治療や応急処置などを行っています。開設日時や電話番号など、詳しくは市HPをご覧ください。

健康コラム

夏に多くなる結膜炎

閏 三鷹市医師会 ☎0422-47-2155

結膜炎は夏季に多く発症する傾向があります。理由としては、気温の上昇に伴い病原体が増えることに加え、目をこすった際に汗やほこりなどが目に入る機会が多くなることが挙げられます。結膜とは眼球の白目の表面からまぶたの裏側までを覆っている粘膜のことです。結膜炎は目が赤く充血したり、目やにや涙などの分泌物が増加し、かゆみやしょぼしょぼ、ゴロゴロした感じが起こります。症状がひどくなると、目の痛みやまぶたが腫れたりします。原因はさまざまで、細菌・ウイルス・かびなどの微生物の感染によるもの、ごみやほこり、紫外線などの物理的刺激、酸・アルカリなどの化学的刺激によるもの、スギ花粉症をはじめとするアレルギー反応などです。

夏季に多くなる結膜炎は主に細菌やウイルス感染によるものです。細菌性結膜炎は抗菌剤点眼薬で治まります。一方、ウイルス性結膜炎には有効な点眼薬はありません。ウイルスの活動性が低下するにつれて治まりますが、症状は1～3週間程度続きます。細菌性結膜炎より症状が強く、治るまでの時間も長くなります。代表的なものに、流行性角結膜炎(はやり目)、咽頭結膜熱(プール熱)、急性出血性結膜炎があります。いずれも充血が強く、目やにが多いのが特徴で、たかが結膜炎と安易に考えていると、意外なほど苦痛を強いられます。ウイルス性結膜炎は感染力が強いので集団感染が起こりやすく、感染予防が大切です。対策は、手を石鹸(せっけん)と流水で十分に洗うことが有効です。ほかにはタオルや洗面用具は家族間で別にする、点眼薬の貸し借りを避ける、人混みへ出掛けられないなど、他の人にうつさないように注意してください。